

沖縄県行財政改革懇話会設置要綱

(昭和60年9月7日知事決裁)

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な県政を確立するため、沖縄県行財政改革懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本県の行財政改革の推進に関する重要事項を調査検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。

3 委員の任期は、3年とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が招集し、会長がその議長となる。

(専門委員)

第6条 懇話会に、その所掌事務に係る特定事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから知事が依頼する。

3 専門委員は、当該事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会に、その所掌事務に係る事項について専門的に調査検討をさせるため、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、委員と専門委員で構成する。

3 委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

6 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、第1項の調査検討が終了したときは、その結果を懇話会に報告する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月7日から施行する。

この要綱は、平成7年5月8日から施行する。

この要綱は、平成14年4月16日から施行する。

この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。